

(議題 1 : 大阪マラソン組織委員会設置要綱の一部改正について)

大阪マラソン組織委員会設置要綱中、次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表 (第 3 条関係)			別表 (第 3 条関係)		
役職	氏名	所属	役職	氏名	所属
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
顧問	<u>土井 達也</u>	大阪府議会議長	顧問	<u>三田 勝久</u>	大阪府議会議長
顧問	<u>ホンダ リエ</u>	大阪市会議長	顧問	<u>広田 和美</u>	大阪市会議長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委員	<u>柴田 岳</u>	読売新聞大阪本社代表取締役社長	委員	<u>溝口 烈</u>	読売新聞大阪本社代表取締役社長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委員	<u>深野 弘行</u>	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	委員	<u>池田 博之</u>	一般社団法人関西経済同友会代表幹事
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委員	<u>山村 亮</u>	大阪市スポーツ推進委員協議会会長	委員	<u>八町 慎</u>	大阪市スポーツ推進委員協議会会長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委員	<u>野澤 和行</u>	国土交通省近畿運輸局長	委員	<u>八木 一夫</u>	国土交通省近畿運輸局長

大阪マラソン組織委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪マラソン開催に必要な事業・運営計画の検討・実施など、その具体的な開催業務を推進していくため、大阪マラソン組織委員会(以下、「委員会」と言う。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 大阪マラソン開催にかかる事業・運営計画の検討・実施及び同マラソンの開催に伴い実施する関連事業の企画・実施
- (2) その他、前項の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれらを選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は令和3年3月31日までとする。

2 委員会の委員は会長が委嘱する。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。
なお、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 会議に出席できない委員は、書面または代理人をもって表決に加わることができる。
- 4 前項の場合には、第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 会議は書面をもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 委員会が必要であると認めた場合は委員以外の関係者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(専門部会等の設置)

第8条 委員会の事務を補助させるため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の命を受け、必要な事項を調査検討し、会長に報告する。

(監事)

第9条 事業の適正な執行を確保するため、監事2名を置く。

2 監事は、事業の執行状況及び会計の監査を行い、その結果を委員会に報告する。

3 事業報告書及び収支決算書については、監事による監査を経て、委員会に提出の上、その承認を受けるものとする。

(事務局)

第10条 事業の遂行に必要な事務処理を行うため、大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎35階に事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、委員会の業務を総括的に処理する。

4 事務局長は、会長が任命する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細則等は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。
附 則
この要綱は、平成25年9月11日から施行する。
附 則
この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
附 則
この要綱は、平成26年6月9日から施行する。
附 則
この要綱は、平成26年10月25日から施行する。
附 則
この要綱は、平成27年2月10日から施行する。
附 則
この要綱は、平成27年6月12日から施行する。
附 則
この要綱は、平成27年10月24日から施行する。
附 則
この要綱は、平成28年3月29日から施行する。
附 則
この要綱は、平成28年6月27日から施行する。
附 則
この要綱は、平成28年10月7日から施行する。
附 則
この要綱は、平成29年2月8日から施行する。
附 則
この要綱は、平成29年7月4日から施行する。
附 則
この要綱は、平成29年11月9日から施行する。
附 則
この要綱は、平成30年6月29日から施行する。
附 則
この要綱は、平成30年10月31日から施行する。
附 則
この要綱は、令和元年6月17日から施行する。
附 則
この要綱は、令和元年11月11日から施行する。
附 則
この要綱は、令和2年2月10日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表(第3条関係)

役 職	氏 名	所 属
顧問	吉村 洋文	大阪府知事
顧問	松井 一郎	大阪市長
顧問	土井 達也	大阪府議会議長
顧問	ホンダ リエ	大阪市会議長
会長	松本 正義	一般財団法人大阪陸上競技協会会長、 公益社団法人関西経済連合会会長
副会長	山口 信彦	大阪府副知事
副会長	山本 剛史	大阪市副市長
副会長	竹内 章	一般財団法人大阪陸上競技協会専務理事
委員	柴田 岳	読売新聞大阪本社代表取締役社長
委員	宮川 晴美	大阪市地域振興会会長
委員	千田 忠司	大阪市商店会総連盟理事長
委員	辰野 邦次	大阪府商店街連合会会長 大阪府商店街振興組合連合会理事長
委員	尾崎 裕	大阪商工会議所会頭
委員	深野 弘行	一般社団法人関西経済同友会代表幹事
委員	福島 伸一	公益財団法人大阪観光局会長
委員	牧野 明次	公益財団法人大阪府スポーツ協会会長
委員	澤井 宏文	大阪府体育連合会会長
委員	斉喜 博美	大阪府スポーツ推進委員協議会会長
委員	新堂 友衛	大阪市スポーツ協会会長
委員	竹内 隆義	大阪市体育厚生協会会長
委員	山村 亮	大阪市スポーツ推進委員協議会会長
委員	橋爪 静夫	大阪府障がい者スポーツ協会会長

役 職	氏 名	所 属
委員	石田 易司	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会理事長
委員	茂松 茂人	一般社団法人大阪府医師会会長
委員	井上 智夫	国土交通省近畿地方整備局長
委員	野澤 和行	国土交通省近畿運輸局長
委員	幸 和範	阪神高速道路株式会社代表取締役社長
委員	岡本 圭司	大阪府府民文化部長
委員	酒井 隆行	大阪府教育委員会教育長
委員	柏木 陸照	大阪市経済戦略局長
委員	讃岐 富男	一般財団法人大阪陸上競技協会副専務理事
委員	荒木 誠	株式会社オプテージ代表取締役社長
監事	近藤 博宣	大阪商工会議所常務理事・事務局長
監事	西内 克己	一般財団法人大阪陸上競技協会事務局長

(議題 2 : 第 10 回大阪マラソンの開催中止について (案))

本年 1 1 月 2 9 日に開催予定の第 1 0 回大阪マラソンについては、開催を中止する。

(理由)

新型コロナウイルス感染症の状況等に鑑み、3 万 5 千人のランナーはじめ 1 3 3 万人の沿道観衆、1 万人のボランティアなど多くの方々が参加する大会の性質上、スタート時やコース、沿道等での密集、密接、密室状態を回避することは困難であり、安心、安全の確保が十分できないため。

<経緯>

- ・2 月 10 日 大阪マラソン組織委員会 (第 29 回) において「第 10 回大阪マラソン大会要項」等決議
- ・4 月 7 日 ランナー募集の開始を延期 (当初 4 月 8 日～5 月 22 日)
- ・5 月 12 日 ランナー募集の開始を再延期

<参考 : 同時期に開催予定の他大会の状況> * () は開催予定日

[中止]

- ・横浜マラソン (11/1)
- ・福岡マラソン (11/8)
- ・岡山マラソン (11/8)
- ・つくばマラソン (11/22)
- ・長崎平和マラソン (11/29)

[ランナー募集延期]

- ・富山マラソン (11/1)
- ・福知山マラソン (11/23)
- ・富士山マラソン (11/29)
- ・NAHA マラソン (12/6)

[検討中]

- ・神戸マラソン (11/15)
- ・奈良マラソン (12/13)